

第3章 建築物耐震化の現状

1. 住宅耐震化の現状

1.1. 住宅耐震化の現状

現状の耐震化率は、国及び県の推計方法に準じて算出した。

その結果、耐震化率は約 68% となり、島根県の 70% より 2 ポイント低くなっている。

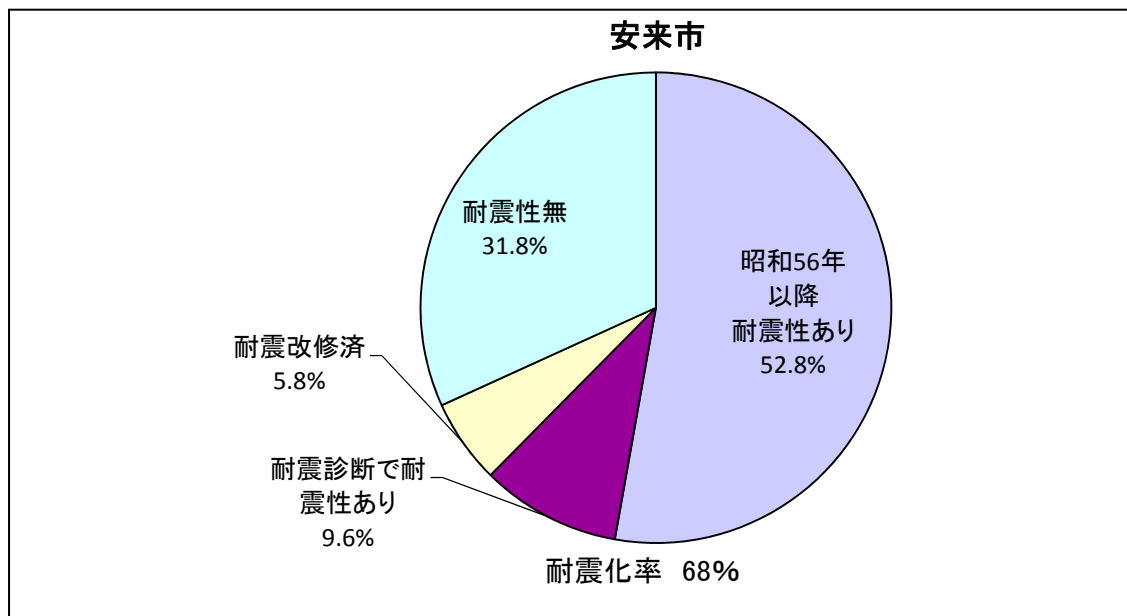


図 3-1 安来市の住宅の耐震化の現状（平成 28 年度末推計）

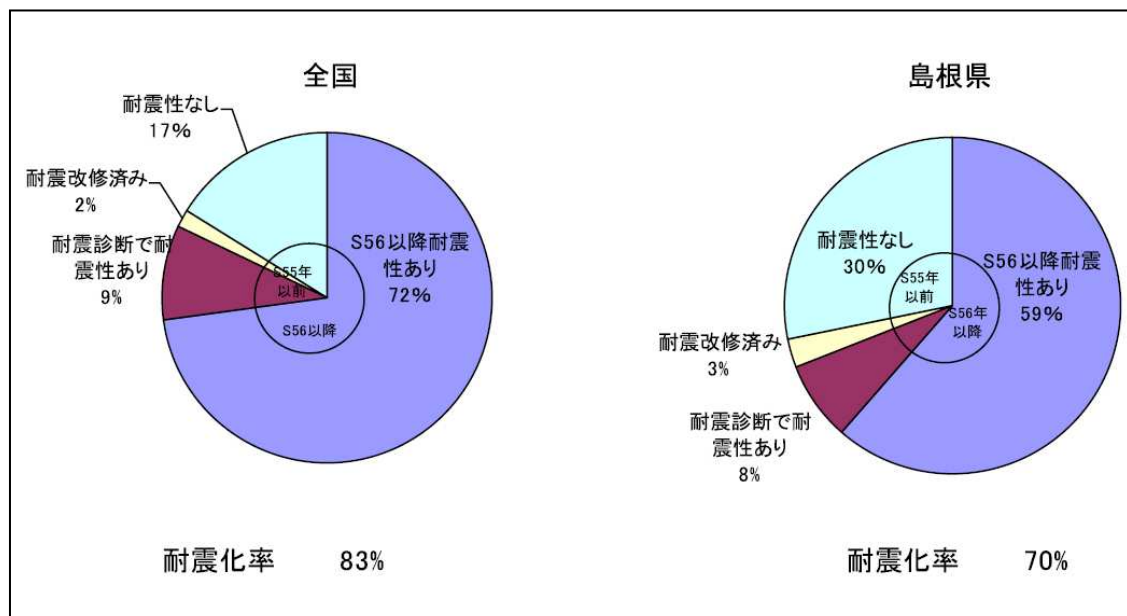


図 3-2 国及び県の住宅の耐震化の現状（平成 27 年度末推計）

平成 28 年度末の住宅数（住居世帯あり）の推計に当たっては、昭和 58 年から平成 25 年までの住居・土地統計調査結果をもとに算出した。

推計の結果、住宅数は、約 12,480 戸で、このうち、新耐震基準施行前の昭和 55 年以前の住宅は、5,890 戸（約 47%）で島根県の推計の 41% より高くなっている。

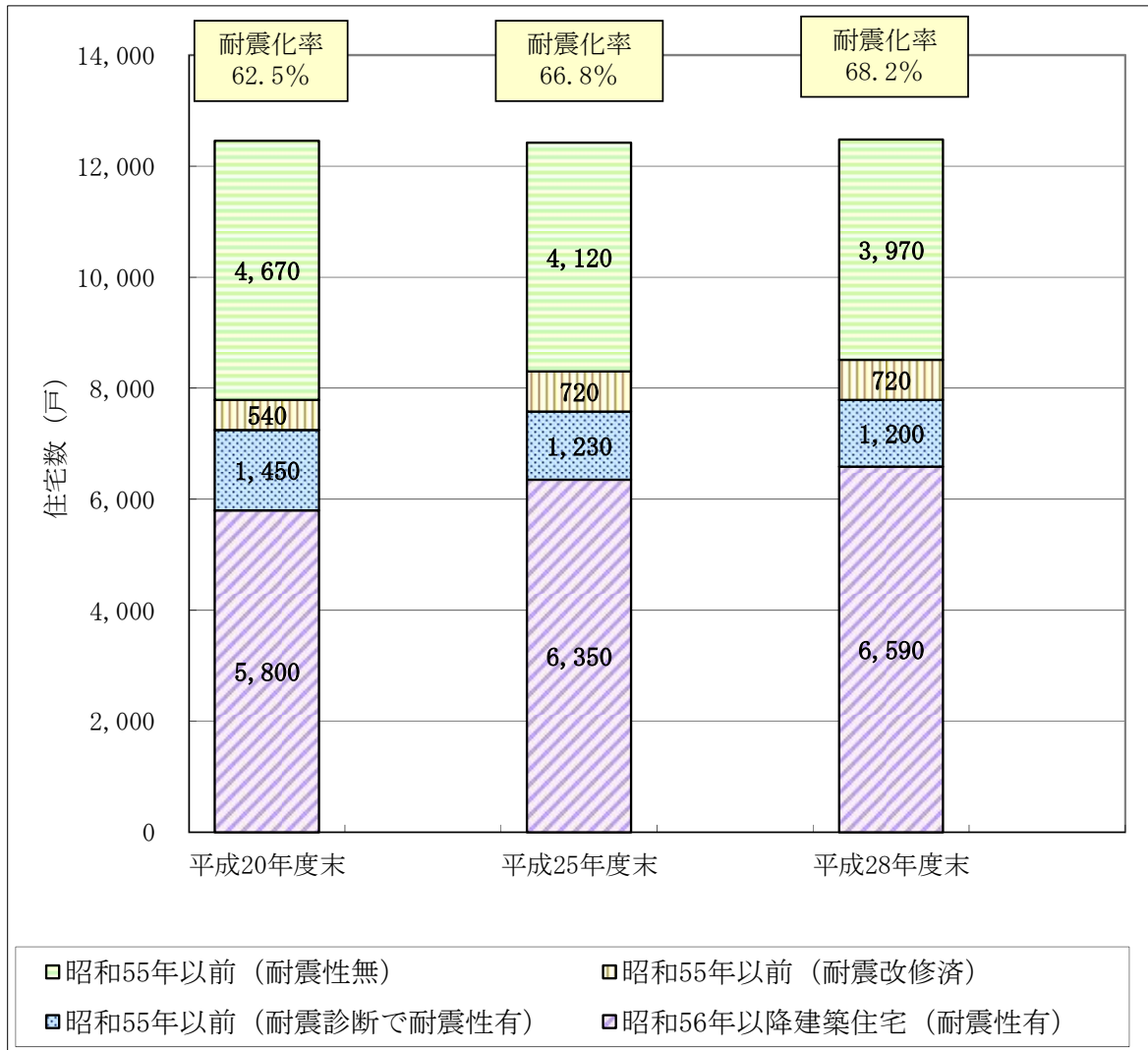


図 3-3 安来市の住宅の耐震化の推移

2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

2.1. 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物は、市内に 103 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は 84 棟で、耐震化率は約 82%となっている。そのうち、昭和 56 年 5 月以前に建築されたものは 33 棟（約 32%）で、そのうち耐震性があるとされる建築物は 14 棟（約 42%）で、耐震化が進んでいない状況である。

また、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごとの現状の耐震化率を把握したところ、「災害時の拠点となる建築物」の耐震化率が 83%、「不特定多数の者が利用する建築物」の耐震化率が 33%、「特定多数の者が利用する建築物」が 88%となっている。

表 3-1 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（市有建築物＋民間建築物）

		建築物数	昭和 56 年 6 月以降の建築物	昭和 56 年 5 月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み	耐震診断未実施の建築物数	耐震化率 (%)
多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物に該当する規模)		103	70	33	7	19	7	7	82%
市有		58	35	23	7	15	7	1	84%
民間		45	35	10	0	4	0	6	78%
災害時の拠点となる建築物	庁舎、学校、幼稚園、 体育館、警察署、 病院、福祉施設など	72	47	25	6	15	7	4	83%
	市有	52	31	21	6	14	7	1	85%
	民間	20	16	4	0	1	0	3	80%
不特定多数の者が利用する建築物	ホテル、旅館、百貨店、 店舗、集会場、 文化施設、遊技場など	6	1	5	1	2	0	2	33%
	市有	2	0	2	1	1	0	0	50%
	民間	4	1	3	0	1	0	2	25%
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅、寄宿舎、 事務所、工場など	25	22	3	0	2	0	1	88%
	市有	4	4	0	0	0	0	0	100%
	民間	21	18	3	0	2	0	1	86%

表 3-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（市有建築物）

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み	耐震診断未実施の建築物数	耐震化率 (%)
災害時の拠点となる建築物	52	31	21	6	14	7	1	85%
不特定多数の者が利用する建築物	2	0	2	1	1	0	0	50%
特定多数の者が利用する建築物	4	4	0	0	0	0	0	100%

表 3-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（民間建築物）

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み	耐震診断未実施の建築物数	耐震化率 (%)
災害時の拠点となる建築物	20	16	4	0	1	0	3	80%
不特定多数の者が利用する建築物	4	1	3	0	1	0	2	25%
特定多数の者が利用する建築物	21	18	3	0	2	0	1	86%

表 3-4 防災上重要な建築物の耐震化の現状（市有建築物）

	建築物数	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物	耐震診断の結果、耐震性あり	耐震診断の結果、耐震性なし	耐震改修実施済み	耐震診断未実施の建築物数	耐震化率 (%)
防災拠点施設(庁舎・消防・病院等)	23	15	8	1	4	1	3	74%
医療・応急・社会福祉施設(避難所以外)	19	11	8	2	2	2	4	79%
避難施設	154	102	52	12	31	15	9	84%

※特定既存耐震不適格建築物ではない建築物を含む

2.2. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は市内に 20 棟あり、建物用途別で見ると屋内貯蔵所が 1 棟、工場が 19 棟である。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震性があるとされる建築物は 19 棟で、耐震化率は約 95%となっている。

表 3-4 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

建築物	建築物数 ① (②+③)	昭和 56 年 6 月以降 ②	昭和 56 年 5 月以前③		耐震性あり ⑤ (②+④)	耐震化率(%) ⑤/①
			③の内耐震 性あり④			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物	20	6	14	11	19	95%

表 3-5 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の内訳

用途分類	特定建築物数								耐震化率 (%)
	昭和 56 年 6 月以前の建築物数							昭和 56 年 6 月 以降の 建物数	
	耐震診断実施の建築物数					耐震改 修実施 の建築 物数	耐震診 断未実 施の建 築物数		
	耐震性 あり		耐震性 なし						
合計	20	14	14	13	1	0	0	6	95%
屋内貯蔵所	1	0	0	0	0	0	0	1	100%
一般取扱所	0	0	0	0	0	0	0	0	-
工場	19	14	14	13	1	0	0	5	95%
発電所	0	0	0	0	0	0	0	0	-
火薬庫	0	0	0	0	0	0	0	0	-
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	-

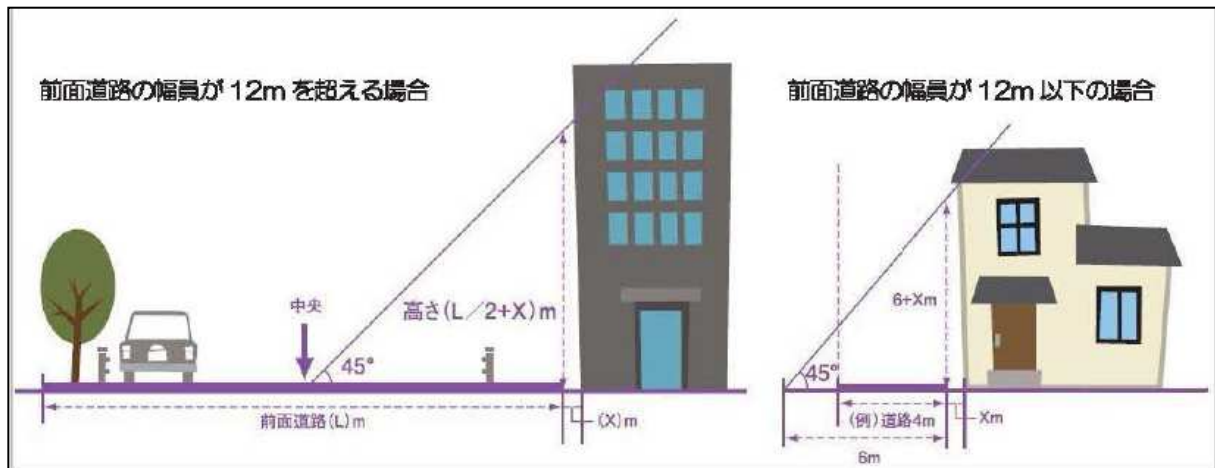
3. 通行を確保すべき道路沿いの建築物

地震時に多数のものが避難や災害時拠点との交通を円滑に進めるために「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）」が定められている。「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められた第 1 次～第 3 次の緊急輸送道路を閉塞するおそれのある安来市の住宅・建築物を表 3-6 に示し、次頁以降に安来市内の緊急輸送道路について示す。

表 3-6 第 1 次～第 3 次の緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物数

道路種別	建築物数（棟）	耐震化率
		第 1 次緊急輸送道路
第 2 次緊急輸送道路	11	0%
第 3 次緊急輸送道路	1	0%
合計	40	2.5%

※通行障害既存耐震不適格建築物とは、下図に該当する旧耐震基準で建てられた建築物をいう。



緊急輸送道路について

緊急輸送道路は「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成 9 年 3 月策定）により次のように定められている。

第 1 次緊急輸送道路

災害発生時において災害対策本部が設置される県庁、緊急車両等の交通規制を統括する警察本部、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している広域市町村圏の中心都市の庁舎及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる広域的な防災拠点（空港・重要港湾、広域防災拠点（消防学校））の所在地と接続する道路。

第 2 次緊急輸送道路

住民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、道路管理者等の庁舎、住民の生命に直接的に係わってくる警察、消防、病院（災害拠点病院等）、電気・ガス・上水道といったライフラインの各施設、広域避難場所及び救援物資等の備蓄・集積拠点（道の駅・インターチェンジ等の道路空間を活用した防災拠点、離島ヘリポート、港湾、漁港、駅前広場等）の所在地と接続する道路。

第 3 次緊急輸送道路

第 1 次、第 2 次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（各県土整備事務所の出張所、国土交通省関係庁舎、中心都市の郵便局、放送局、離島以外のヘリポート、病床数・診療科目の多い病院、離島・中山間地域の中核医療機関等）に接続する道路。

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (松江県土整備事務所管内)

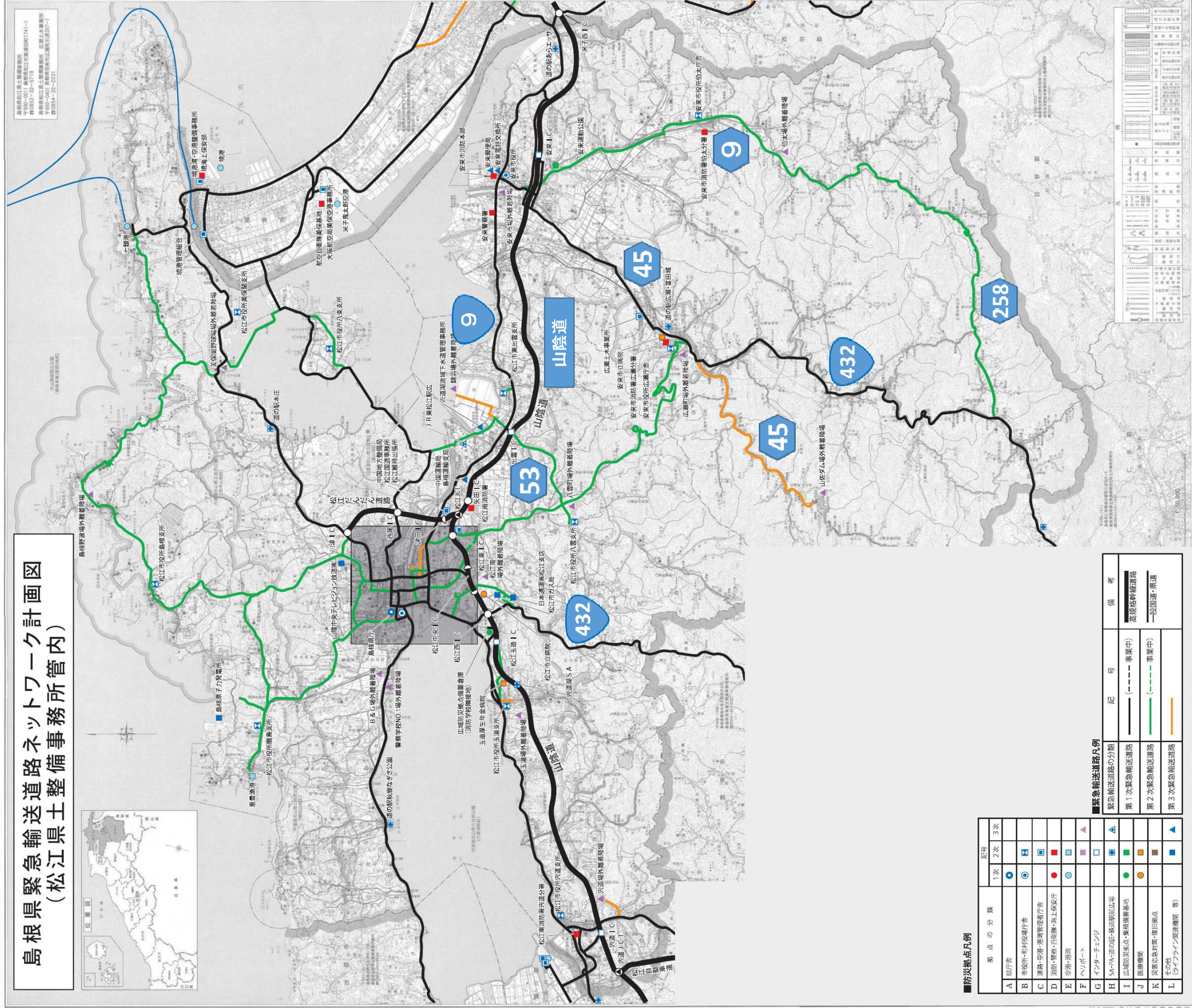
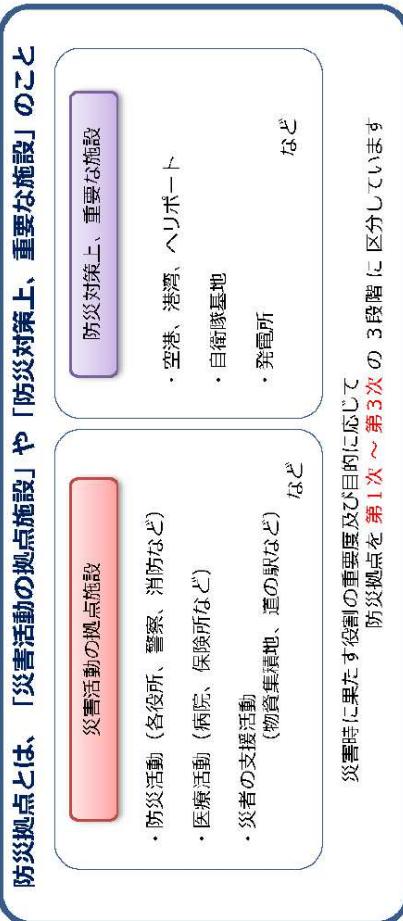
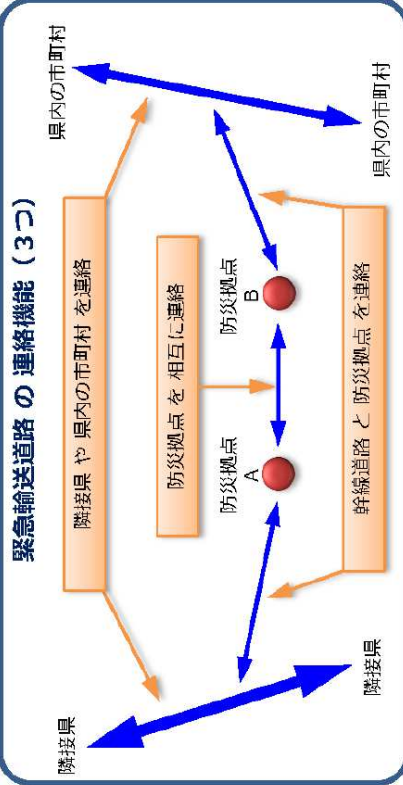


表 3-7 安来市周辺の緊急輸送道路

緊急輸送道路の分類	道路種別	路線名	区間
第1次緊急輸送道路	一般国道(指定外)	国道432号	県境～(主)安来木次線交点
第1次緊急輸送道路	一般国道(指定)	国道9号	全線
第1次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	国道9号交点～(一)安来インター線
第1次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	(一)安来インター線交点～国道432号交点
第1次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	国道54号交点～雲南市役所
第1次緊急輸送道路	一般有料道路	山陰道(国道9号 安来道路)	全線
第2次緊急輸送道路	一般県道	島根県道258号草野横田線	(主)安来伯太日南線交点～国道432号交点
第2次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道9号安来伯太日南線	(主)安来木次線交点～(一)草野横田線交点
第2次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道53号大東東出雲線	八雲支所～国道9号交点(東出雲IC)
第3次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	国道432号交点～山佐ダム場外離着陸場
第3次緊急輸送道路	主要地方道	島根県道45号安来木次線	(主)玉湯吾妻山交点～大東南場外離着陸場

緊急輸送道路：被災地での活動や支援に必要な人員や物資を輸送するための道路



緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路は、災害発生後の利用特性により以下の3つに区分されます

第1次緊急輸送道路

- ◆ 島根県と隣接県との広域的な連携を確保するルート
- ◆ 第1次防災拠点を連絡するルート
(県庁所在地、地方中心城市及び空港・重要港湾、災害医療拠点などを連絡する道路網)

第2次緊急輸送道路

- ◆ 県内市町村相互の連携を確保するルート
- ◆ 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡するルート
(第1次緊急輸送道路と町村役場、公共機関や自衛隊など主要な防災拠点を連絡する道路)

第3次緊急輸送道路

- ◆ 第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を連絡するルート

緊急輸送道路ネットワーク模式図

